

Q28 訴訟が終わり、普天間飛行場代替施設建設事業は着々と進められているのでしょうか。

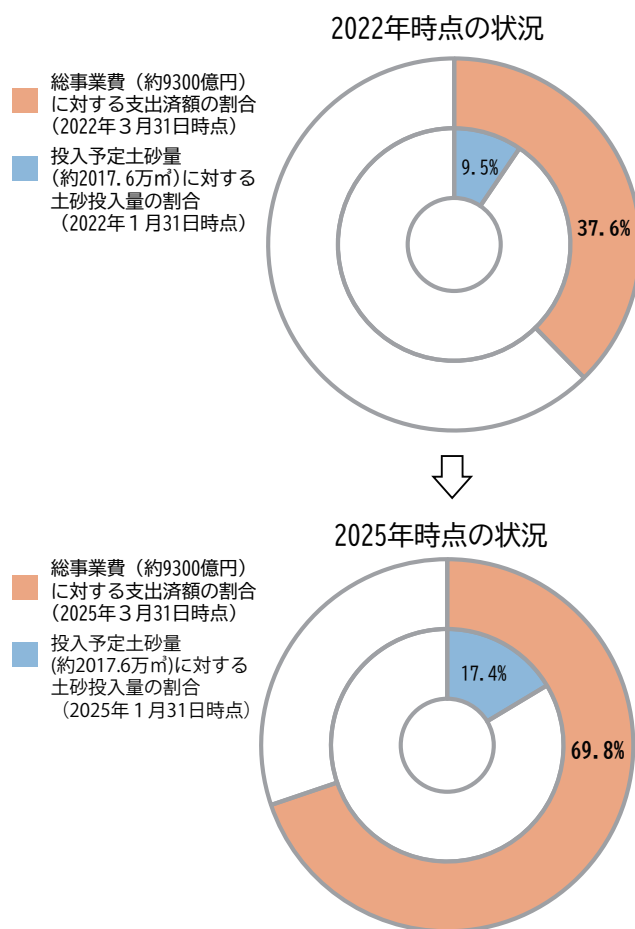
A 辺野古の埋立工事の進捗を埋立土砂の割合で見ると、工事に必要な土砂量に対して、投入された量は、令和8年(2026年)3月末時点において、約17.5%程度にとどまっております。

また、軟弱地盤を改良する工事(Q24参照)に必要な砂杭等についてみると、工事が開始されて14か月が経過した現段階(令和8年(2026年)3月時点)においても、埋立てに必要な本数の約10.6%の本数しか打たれていません。

一方で費用の面では、令和元年(2019年)12月に示された総事業費約9,300億円のうち、令和7年(2025年)3月末時点で、既に約70%に当たる約6,483億円が支出されており、昨今の建設工事費の急激な上昇も踏まえると、総事業費は更に増大することが想定されます。

国は総事業費の見直しについて現段階(令和8年(2026年)3月時点)では行わないという姿勢ですが、国民の税金を用いて行われる公共事業である以上、国において速やかに見直されるべきであり、辺野古新基地建設の様々な問題点を踏まえ、国の予算の使い方として合理的と言えるのか、日本国民で広く議論されるべき問題であると考えています。

■工事総費用に対する工事進捗割合状況



辺野古埋立て7万本杭打ち開始後 令和7年(2025年)



大浦湾側の土砂投入開始 令和7年(2025年)11月

Q29

沖縄県は辺野古新基地建設の訴訟において「裁定的関与」の問題を取り上げていますが、具体的な問題は何ですか。

A

沖縄防衛局が行った「埋立変更承認申請」とそれに対する県知事の不承認処分を巡る争いにおいては、県知事が行った判断を、国は一方的に覆すことができるにもかかわらず、県知事はそれが適法かどうかを争えず、判断の中身も審理してもらえないという、極めて不正・不公平な状況が生じました。沖縄県は、このような状況は、次の2点の問題により引き起こされたと考えています。

1つ目の問題は、国の機関である沖縄防衛局が、一般私人と同様の立場で、同じ国の機関である国土交通大臣に対して、審査請求(Q26参照 図中④)を行ったことです。

現行の法制度では、「法定受託事務※1」である都道府県知事の処分を受けた国の機関が、その処分に不服がある場合、その法定受託事務を定める法令を所管する、同じ国の機関である大臣に対して審査請求をすることができます。結果として、国の機関である沖縄防衛局の求めに応じて、国土交通大臣は、沖縄県知事の不承認処分を、裁決で取り消すこととなりました(Q26参照 図中⑤)。

2つ目の問題は、国の機関である国土交通大臣が行った裁決が適法かどうかを、県知事が裁判所などに判断を求める制度が、法制度上認められていない、ということです。

地方自治法は、地方公共団体に対する「国の関与」について、特別の訴訟を認めています。国の機関である大臣が行った裁決は、この「国の関与」に含まれておらず、また、裁判所は、処分をした沖縄県知事が国の裁決の適法性を訴訟で争う資格を認めませんでした。

沖縄県は、このような「裁定的関与」を認めている現行の法制度は公正・公平なものとは言えず、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法に定める地方自治の本旨を形骸化する重大な問題と考えています。

加えて、この問題は、全ての都道府県知事が行う法定受託事務について、都道府県知事と国との判断が異なる場合に起こりうることであり、沖縄県だけの問題ではありません。

そのため、沖縄県は、全国知事会などと連携して国による見直しを要請する必要があることから、令和6年(2024年)4月と8月に全国知事会議などにおいて、その問題点を強く訴えかけたところ です。

キーワード

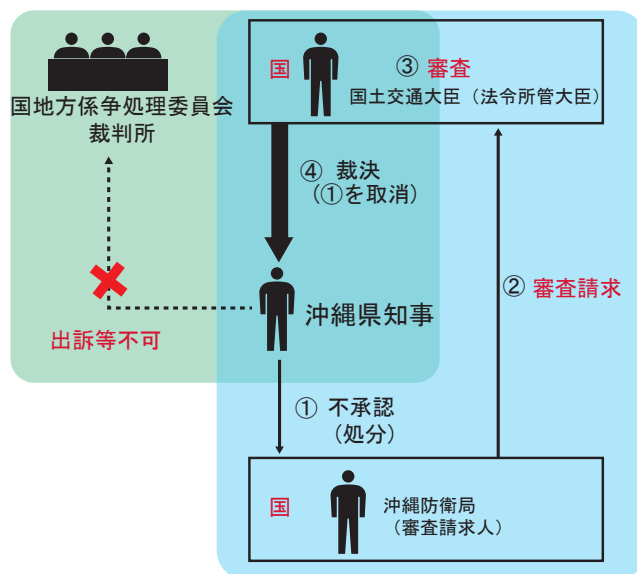
● 法定受託事務※1

国(都道府県)が本来果たすべき役割に係る事務であって、国(都道府県)においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの。(総務省「自治事務と法定受託事務」)

【QRコード】



※「裁定的関与」の問題に対する沖縄県の考えについては、全国知事会のホームページから資料を入手することができます。



■沖縄県が問題としている「裁定的関与」の構造図